

赤穂市告示第54号

下記のとおり、差押財産の公売を行いますので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第95条及び同法第99条の規定により公告する。

令和7年9月22日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1 土地・建物 | 詳細別紙1のとおり |
| 2 二輪（SUZUKI KATANA）1台 | 詳細別紙2のとおり |

別紙 1

公売財産		公売保証金	見積価額
名称、性質及び所在、数量		1,990,000 円	19,900,000 円
1 土地	(1) 所 在 赤穂市さつき町 (2) 地 番 12番9 (3) 地 目 田 (4) 地 積 602.00 m ²		
2 建物	(1) 所 在 赤穂市さつき町 12番地9 (2) 家屋番号 12番9 (3) 種 類 店舗 (4) 構 造 木造スレートぶき2階建 (5) 床 面 積 1階 270.72 m ² 2階 17.74 m ²		
公売の方法		入札	
参加申込期間		令和7年10月 3日（金）午後 1時から 令和7年10月21日（火）午後11時まで	
公売の日時	開始	令和7年10月28日（火）午後 1時から	
	締切	令和7年11月 4日（火）午後 1時まで	
公売の場所		紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公売に関する インターネット公売システム上	
売却決定	日時	令和7年11月4日（火）午後2時	
	場所	赤穂市役所総務部税務課	
代金納付期限		令和7年11月25日（火）午後2時30分	
買受人についての資格 そ の 他 の 要 件		国税徴収法第92条又は同法第108条に該当するものは、公売 に参加できません。	
配当を受ける者の 権利の申出について		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質 権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定す る日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を赤穂市税務 課まで申し出てください。	
そ の 他		本件公売は、インターネット公売により実施します。公売参加に 当たっては、赤穂市インターネット公売ガイドラインをよくお読 みいただき、同意いただく必要があります。 また、公売財産内に動産類が存在する場合の取扱いなどについて は、すべて買受人の責任において行うこととなります。	

別紙 2

公売財産		公売保証金	見積価額
名称、性質及び所在、数量		100,000 円	1,000,000 円
二輪 (SUZUKI KATANA)、赤穂市役所内保管、1台			
公売の方法		せり売り	
参加申込期間		令和7年10月 3日 (金) 午後 1時から 令和7年10月21日 (火) 午後11時まで	
公売の日時	開始	令和7年10月28日 (火) 午後 1時から	
	締切	令和7年10月30日 (木) 午後11時まで	
公売の場所		紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公売に関する インターネット公売システム上	
売却決定	日時	令和7年10月31日 (金) 午前10時	
	場所	赤穂市役所総務部税務課	
代金納付期限		令和7年11月 7日 (金) 午後2時30分	
買受人についての資格 そ の 他 の 要 件		国税徴収法第92条又は同法第108条に該当するものは、公売 に参加できません。	
配当を受ける者の 権利の申出について		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質 権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定す る日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を赤穂市税務 課まで申し出てください。	
そ の 他		本件公売は、インターネット公売により実施します。公売参加に 当たっては、赤穂市インターネット公売ガイドラインをよくお読 みいただき、同意いただくことが必要です。	